

居宅介護（介護予防）住宅改修に係る事前承認確認シート

次の事項を了承した上で住宅改修工事を行います。

(1) 住宅改修後、住宅改修を行う住宅に転居する場合

居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給は、居住していることが必要条件となります。住宅改修後の事後申請は居住してからでないとできないため、予定の変更等で居住しないこととなった場合、住宅改修費は支給されません。

(2) 入院中又は入所中に住宅改修を行う場合

(1)と同様に居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給には、退院・退所して（在宅に戻って）改修後の住宅に実際に生活していることが必要になります。

(3) 認定申請中に住宅改修を行う場合

介護保険で住宅改修を行えるのは、要介護認定を受けている方です。認定申請中に改修できますが、住宅改修後の事後申請は認定結果が出てからになります。（認定結果が非該当の方は、支給対象となりません。）

※ 住宅改修の工事着手後、被保険者が死亡した場合、居宅介護（予防）住宅改修費の支給はその時点で工事が完成している部分のみとなります。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

事前申請時記載欄	(1) (2) (3) (4)のうち該当する項目に○を記入し、必要事項を記入してください。		
	(1) 転居予定	転居予定日	年 月 日
		改修を行う住宅の所在地	
		転居前の住宅の所在地	
	(2) 入院・入所中	退院・退所予定日	年 月 日
		入院・入所施設名	
(3) 新規認定申請中 ※更新・区変申請は含みません	認定申請日	年 月 日	
(4) 上記のいずれにも該当しない			

◇審査結果通知に本用紙のコピーを同封し、利用者（被保険者）へお送りしますので次の必要事項を記入の上、事後申請時に提出してください。

事後申請時記載欄	事前申請時に○を記入した項目について、状況を記入してください。		
	(1) 転居	転居日	年 月 日
	(2) 退院・退所	退院・退所日	年 月 日
	(3) 要介護認定	要介護認定日	年 月 日
		要介護度	
	(4) 上記のいずれにも該当しない	事前申請後、被保険者の入院・入所又は死亡の発生の有無	有（ 年 月 日） 無
★領収書の日付時点の利用者負担割合を○で囲んでください。 （必ず負担割合証を確認してください）		1 割 ・ 2 割 ・ 3 割	